

昭和二十六年二月十三日受領  
答 弁 第 六 四 号

(質問の 六四)

内閣衆質第六四号

昭和二十六年二月十三日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員山口好一君提出栃木市及び下都賀郡下の所得税徴収等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山口好一君提出栃木市及び下都賀郡下の所得税徴収等に関する質問に対する答弁書

一 質問主意書に指摘されている栃木市以下五市における一世帯当り所得金額の相違については、次のように考えられる。

第一に各市の一世帯当りの所得金額を單純に比較することは、各市における世帯の職業別構成が異なる場合にはほとんど無意味である。ことに質問主意書において比較されている一世帯当り所得は事業所得の一世帯当りのように見受けられるが、一世帯当り事業所得額の比較は、事業所得のない世帯例えば源泉徴収所得者のみの世帯の数の多少を考えるときは、課税の適否を判定するには不適當であつて、むしろ課税を受けたものの一人当り所得金額を比較する方がより合理的であると思われる。

御質問の五市について、当方の資料により、仮に営業所得について比較を行うと次のとおりの結果となる。(世帯数については前回の質問主意書に掲げられた数字による)これによればいかにも一世帯当りの数字は、はなはだしい懸隔が認められるが、課税者一人当りにおいては、おおむね妥當であると思わ

れる。

二 栃木市の課税が不当であるから是正の措置を取るかという点については、一に述べたように、おおむね妥当と思われるし、又ここに掲げた数字は、最終課税額（誤謬訂正後の数字）であるから、たとえ当初課税に若干の不備があつたとしてもすでに是正されたものと考えられる。

右答弁する。

營業等

市名	全世帯数	総所得額	税額	一世帯当所得金額	税額	課税一人当り所得	税額
	戸	千円	千円	円	額		額
宇都宮市	(八、四三四) 二、五〇五	一、二〇五、三三四	二七三、一九三	五六、〇四三	二二、七〇三	一四三、九〇〇	三三、三九一
鹿沼市	(二、三九一) 六、四四〇	三四〇、〇〇四	七六、〇九〇	五三、七九五	二一、八二五	一四三、二〇〇	三二、八三三
栃木市	(三、九三三) 八、六四七	五六四、二三四	一三九、九九四	六五、三三九	一六、一八九	一四三、八三五	三五、六九四
足利市	(四、〇〇七) 一〇、九九九	六三四、三七七	一五三、一八一	五六、八二二	一三、九三九	一五六、〇七九	三八、二九五
佐野市	(三、七九二) 一〇、八五三	四七七、二六八	九六、八一〇	四三、九六六	八、九三〇	一三五、八六八	二五、五三六

かつこ書は課税人員